

(仮称) 横浜町雲雀平風力発電事業に係る環境影響評価準備書  
に対する環境大臣意見

本事業は、くろしお風力発電株式会社が、青森県横浜町及び野辺地町において、総出力 32,200kW(定格出力 2,300kW 級の風力発電設備 14 基)の風力発電所を新設する事業である。

本事業は、既に系統連携への接続が確保されており、また、蓄電池等を用いて風力発電所の出力変動を緩和する機能を有した出力変動緩和型設備の技術検証を行うものでもあることから、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

本準備書に係る方法書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱(平成 24 年 6 月 6 日)に基づき作成したものであるが、平成 24 年 10 月 1 日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 340 号。以下「改正政令」という。)が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。)の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく方法書としてみなされたものであり、その後の手続については、法に基づき行われている。

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による複数の風力発電所が設置・供用されており、加えて、環境影響評価手続中のものもあることから、これら風力発電所との累積的な環境影響が懸念される。このため、周辺の風力発電事業者と協働して、当該地域における調査結果を共有し、地域全体での効果的な環境保全措置を講ずることにより、環境影響を低減させることが必要である。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、ノスリ等の猛禽類やヤマシヤクヤク等の重要な植物の生息・生育が確認されており、これらに対する影響も懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、環境影響評価書の作成を行うこと。

## 1. 総論

事業の実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 環境保全措置に位置づけられている事後調査又は環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

- ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の検討経緯、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- ④ 対象事業実施区域の周辺には、多くの風力発電所が設置・供用されており、今後も設置が見込まれることから、累積的な環境影響が懸念される。従って、周辺の風力発電事業者と協働して、本事業の事後調査及び環境監視の結果の共有、実行可能な範囲で共同調査の実施等を行い、必要に応じて地域全体の効果的な環境保全措置の検討を行い、追加的な環境保全措置を講じること。

## 2. 各論

### (1) 騒音等について

対象事業実施区域及びその周辺は、年間を通じて風況の変化が大きいこと、周辺の風力発電所との累積的な影響が懸念されること等から、環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、より低騒音型の設備を採用されているか検証すること。

また、騒音等に係る事後調査を実施するとともに、事後調査の結果については、周辺の風力発電事業者と共有し、必要に応じて、他の事業者と連携して稼働時間の調整等の適切な環境保全措置を講じること。

### (2) 水環境について

工事用道路及び付替道路等の造成に伴う濁水に起因する環境影響が懸念されることから、側溝及び沈砂池等の設置等の環境保全措置を講じること。

### (3) 動物について

- ① 対象事業実施区域の周辺には渡り鳥やノスリ等の猛禽類が確認されており、これら鳥類に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果を踏まえるとともに、地元自治体等に蓄積されたこれまでのバードストライク等の事案の解析結果を踏まえ、専門家等知見を有する者から聴取し、要すれば風力発電設備の配置や構造の

変更等を検討し、適切に実施すること。

- ② 航空障害灯等による鳥類の誘引が確認された場合等事後調査により判明した内容に応じ、鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等知見を有する者から聴取した内容を踏まえて検討し、適切に実施すること。
- ③ 衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

#### (4) 植物について

対象事業実施区域には、カシワ群落が存在しヤマシャクヤク、イトモ、ミクリ等の重要な植物種が生育していることから、風力発電設備、沈砂池等の配置等を決定する際には、これら重要な植物種の生育地を可能な限り回避するとともに、排水先とならないようにする等生育環境への影響を回避すること。また、やむを得ず伐採する場合には、工事終了後に植生回復すること。

#### (5) 景観について

対象事業実施区域の周辺には、多くの風力発電所が設置・供用されていることから、風力発電設備の色彩、明度等については、周辺の風力発電所や自然景観等と調和した景観となるよう検討すること。